

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社グループが企業として存続・発展するには、法と企業倫理に基づき行動し、経営の健全性・透明性を確保し、企業価値を高めるため、コーポレート・ガバナンスの充実が経営の最重要課題のひとつであると考えています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トピー工業株式会社	6,610,900	33.10
伊藤忠メタルズ株式会社	1,741,000	8.72
細羽強	1,000,000	5.01
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	869,000	4.35
株式会社北越銀行	860,500	4.31
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	684,000	3.43
株式会社第四銀行	682,600	3.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	518,000	2.59
株式会社関茂助商店	380,150	1.90
北越メタル社員持株会	333,827	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
棚橋 章	他の会社の出身者													
岡田 明彦	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
棚橋 章		_____	棚橋氏には、トピー工業株式会社に培われた豊富な経験と幅広い見識に基づく適切な助言等が期待され、当社の経営全般に対する監督・チェック機能強化と外部的視点での助言機能の充実が期待されるものと考え、社外取締役に選任しています。
岡田 明彦		_____	岡田氏には、国内外での勤務で培われた豊富な経験と幅広い見識に基づく適切な助言等が期待され、当社の経営全般に対する監督・チェック機能強化と外部的視点での助言機能の充実が期待されるものと考え、社外取締役に選任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査には、高志監査法人を選任し、監査役と会計監査人は、定期的な打ち合わせを含め随時情報の交換を行い相互の連携を高めることで、会計処理の適正性を確保し、監査の実効性の確保に努めています。また、内部監査については、業務執行部門から独立した社長直轄の組織として内部監査室(2名)を設置しており、内部監査規程の制定、施行及び内部監査手順を整備し、内部監査体制の充実を図っています。監査役と内部監査室との連携は、監査役監査の実効性を確保する上で極めて重要との観点から、各々の監査範囲や監査手続きを相互に確認した上で、内部監査室による監査結果の報告等の定期的な打ち合わせを通じて情報交換を行い、連携を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)															
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m			
中野 久	他の会社の出身者													△			
本田 雅章	他の会社の出身者																
中村 毅	他の会社の出身者																

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中野 久	○	当社の第6位(自己株式を除く)株主である損害保険ジャパン日本興亜株式会社(平成27年3月31日現在で当社の発行済株式総数に対する所有株式数の割合は3.43%)の出身者ですが、当社と同社との取引は、保険契約と資金の借入があり、当社の支払保険料は売上原価と販売費及び一般管理費の合計の1%未満であり、同社からの借入金は借入金総額の5%未満であります。なお、中野氏は当社の独立役員であります。	中野氏には、株式会社損害保険ジャパンで培われた豊富な経験と幅広い見識により客観性・中立性を重視した外部的視点による公正で実効性ある監査が期待され、当社の経営監視機能の強化に資するものと考え、社外監査役に選任しています。 <独立役員の指定理由> 当社としては、中野氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にはないと判断し、独立役員として指定しました。
			本田氏には、トピー工業株式会社で培われた豊富な経験と幅広い見識により客観性・中立

本田 雅章	_____	性を重視した外部的視点による公正で実効性ある監査が期待され、当社の経営監視機能の強化に資するものと考え、社外監査役に選任しています。
中村 毅	_____	中村氏には、トピー工業株式会社で培われた豊富な経験と幅広い見識により客観性・中立性を重視した外部的視点による公正で実効性ある監査が期待され、当社の経営監視機能の強化に資するものと考え、社外監査役に選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
その他独立役員に関する事項	

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	

当社の役員の報酬は、会社業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、職責に十分見合う報酬水準及び報酬体系となるよう設計しています。

取締役の報酬には、定額報酬及び業績連動報酬で構成される基本報酬と賞与があります。

業績連動報酬は、前連結会計年度の連結業績と個人業績に連動するものとし、連結業績は、前連結会計年度の連結経常利益を主要指標として、連結株主資本利益率、連結総資産利益率等の業績指標の達成度を基準に算出された定量評価と経営活動、同業他社水準、その他の諸状況を考慮した定性的評価を加味したポイントに基づき算出します。

監査役報酬は、企業業績に左右されない独立の立場を考慮し、定額報酬としています。

なお、役員退職慰労金については、平成25年6月をもって制度を廃止しました。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

有価証券報告書及び事業報告において、取締役及び監査役に支払った総額報酬等を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社の役員の報酬は、会社業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、職責に十分見合う報酬水準及び報酬体系となるよう設計しています。

取締役の報酬には、定額報酬及び業績連動報酬で構成される基本報酬と賞与があります。

業績連動報酬は、前連結会計年度の連結業績と個人業績に連動するものとし、連結業績は、前連結会計年度の連結経常利益を主要指標として、連結株主資本利益率、連結総資産利益率等の業績指標の達成度を基準に算出された定量評価と経営活動、同業他社水準、その他の諸状況を考慮した定性的評価を加味したポイントに基づき算出します。

監査役報酬は、企業業績に左右されない独立の立場を考慮し、定額報酬としています。

なお、役員退職慰労金については、平成25年6月をもって制度を廃止しました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役には、法定の事項に加え、企業活動内容、その他当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について、随時担当部

署が説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現状の体制の概要及び現状の体制を採用している理由

当社は、事業規模及びその内容から、取締役の業務の執行を監督する取締役会(取締役5名のうち2名が社外取締役)と取締役会決議事項の事前審議及び取締役会からの委任事項の決定を行う経営会議、取締役の職務執行を監査する監査役会(監査役3名全員が社外監査役)を基本機構とするガバナンス体制により、経営の透明性の確保や経営監視機能の充実を図るため、監査役会設置会社の形態を採用しております。また、当社は、執行役員制度を導入しており、経営の機能を「意思決定機能」と「業務執行機能」に区分し、意思決定の迅速化、並びに業務執行責任の明確化を図っています。なお、変化の激しい経営環境に迅速に対応するため、取締役及び執行役員の任期を1年としています。

取締役会は、月に1回の定例の取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項や重要な経営事項を決定しています。また、社外取締役に期待される取締役の業務執行に対する監督機能の強化と外部的視点での助言機能の充実を図るため、2名の社外取締役を選任しています。

経営会議は、常勤取締役(3名)と執行役員(3名)で構成され、月2回の開催の外、必要に応じて随時開催することにより、取締役会決議事項の事前審議や取締役会から委任された事項等について、的確、適正かつ迅速な経営判断を行える体制をとっています。また、経営会議の下部組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、法令遵守やリスクの未然防止に適切に対応する体制も整えています。

監査役会は、3名の監査役(全員が社外監査役)で構成され、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に基づき、業務執行の適法性について監査を実施しています。常勤監査役は、経営会議及びその他重要な会議に出席し、また3名の監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて取締役及び執行役員又は使用人に説明を求め、経営監視機能の充実を図っています。

なお、当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

会計監査人は、高志監査法人を選任し、監査役と連携し会計における適正性を確保しています。なお、当社の会計監査業務を執行する公認会計士の継続監査年数は7年以内です。

(2) 監査役機能強化に向けた取組状況

当社は、監査役と会計監査人及び内部監査室との定期的な打ち合わせや随時の情報交換を行うことにより、監視機能の強化に取り組んでいます。なお、現在は、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のため使用人を置くこととし、取締役からの独立を確保するため、当該使用人については他の部門を兼務しないものとし、その指揮命令は監査役が行うこととしています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、上記2. に記載の通り、社外監査役も含めた監査役による監査体制が経営監視に有効と判断し、監査役会設置会社制度を採用しており、加えて、当社の取締役会及び監査役会は十分にその機能を果たしており、現状のコーポレート・ガバナンス体制は当社にとって最適と考え、採用しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主に内容を十分ご理解いただくため、株主総会招集通知の発送を法定基準日より早期に実施しております。(平成27年は、法定基準日より5日早く発送しております)
集中日を回避した株主総会の設定	集中日より前に株主総会を開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	各種開示資料をホームページに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社におきましては、独自に環境方針を定めISO14001の認証を取得しており、環境マネジメントシステムにより、これを維持・運用しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

〈基本的な考え方〉

当社は、内部統制システム基本方針に基づき、効率的かつ適正な内部牽制が作用するよう、組織の編成や社内規程等の整備を図り、業務の適切な運用や不正発生の防止に努めています。法律的課題やコンプライアンス等の事項については、必要に応じて随時、顧問弁護士の指導を仰いでおり、適切な対応に努めています。また、「企業倫理相談窓口」を設置し、法令・企業倫理遵守に関する社員等からの通報・相談に対応しています。

〈整備状況〉

1. 当社及び子会社(以下「当社グループ」という)の取締役等及び使用人(以下「役職員」という)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、委員長に当社代表取締役社長、委員に当社の常勤取締役及び執行役員並びに子会社社長を選任し、法令・企業倫理の方針・施策について検討し、実施するとともに、企業倫理相談窓口を設け、当社グループ一体で法令・企業倫理遵守に関する通報・相談に対応する。
 - (2) 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、財務報告の信頼性確保を含む内部統制システムの有効性を継続的に評価し、必要な是正を行う。
 - (3) 反社会的勢力排除に向け、グループ行動規範等に反社会的勢力とは一切関係を持たないことを定め、必要に応じて警察、顧問弁護士等の専門機関と連携し、体制の強化を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき、適切に保存・管理を行い、取締役及び監査役は常時閲覧することができる状態を維持する。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 経営及び役職員の生命等に重大な影響を与えるリスクについては、コンプライアンス・リスク管理委員会が対応し、不測の事態が発生した場合は、危機対策本部が迅速な対応を行い、リスクを最小限に止め、早期正常化を図る。
 - (2) 子会社は、リスクマネジメントに関する事案が発生し又はその恐れのある場合には、関係会社規程に基づき直ちに当社に報告を行い、適切な対応を図る。
4. 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会を法令で定められた事項のほか、経営の基本方針をはじめとする会社の重要事項を決定する機関として位置付ける。
 - (2) 常勤取締役及び執行役員によって構成される経営会議を開催し、業務執行の方針及び計画並びに実施に関し、審議決定するとともに、取締役会決議事項について事前審議を行う。
 - (3) 執行役員制度を採用することにより、意思決定の迅速化、並びに業務執行責任の明確化を図る。
 - (4) 当社の常勤取締役及び執行役員並びに子会社社長によって構成される関係会社会議を開催し、子会社の経営状況等について報告を受けらる。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社グループの役職員にグループ行動規範を周知させるとともに、当社グループにおける業務の適正を確保するため、子会社の経営上の重要事項について、関係会社規程に基づき事前報告を受け、グループ経営の観点から助言及び社内手続きを実施する。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - (1) 監査役を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて監査役の業務補助のため使用人を置くこととし、取締役からの独立を確保するため、当該使用人については他の部門を兼務しないものとし、その指揮命令は監査役が行う。
 - (2) 当該使用人の人事及び評価等については、監査役の同意を得る。
7. 当社グループの役職員又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社の役職員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - (2) 当社グループの役職員又はこれらの者から報告を受けた者は、法令違反等の不正行為、その他当社グループに著しい影響を及ぼす恐れのある事項等については、これを発見次第、監査役に報告する。
 - (3) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知するとともに、報告者の保護を行う。
8. 監査役は、その職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
9. その他監査役は、その職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る文書を開覧し、いつでも必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることができる体制を確保する。
 - (2) 監査役と代表取締役社長及び会計監査人との定期的な意見交換会を年2回以上開催する。
 - (3) 監査役に対して、必要に応じ外部の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、グループ行動規範において「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する。」と定め、さらに、コンプライアンス・リスク管理規程の基本方針においても「反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるもので、企業倫理に反するものと認識し、その取引は断固拒絶するものとする。」と定め、一切の反社会的勢力と決別する宣言をしています。

その一環として、「反社会的勢力の排除に関する覚書」を取引先等と締結する取り組みを行っています。

また、反社会的勢力の対応窓口を総務部と定め、新潟県企業対象暴力対策協議会に加入・活動することで、反社会的勢力に関する情報を共有化し、警察当局とも連携を図っています。さらに、役員及び全社員に、グループ行動規範を記載したカードを常時携帯するように指導を行うと共に、必要に応じ教育・研修を行い、反社会的勢力への対応の周知徹底を図っています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

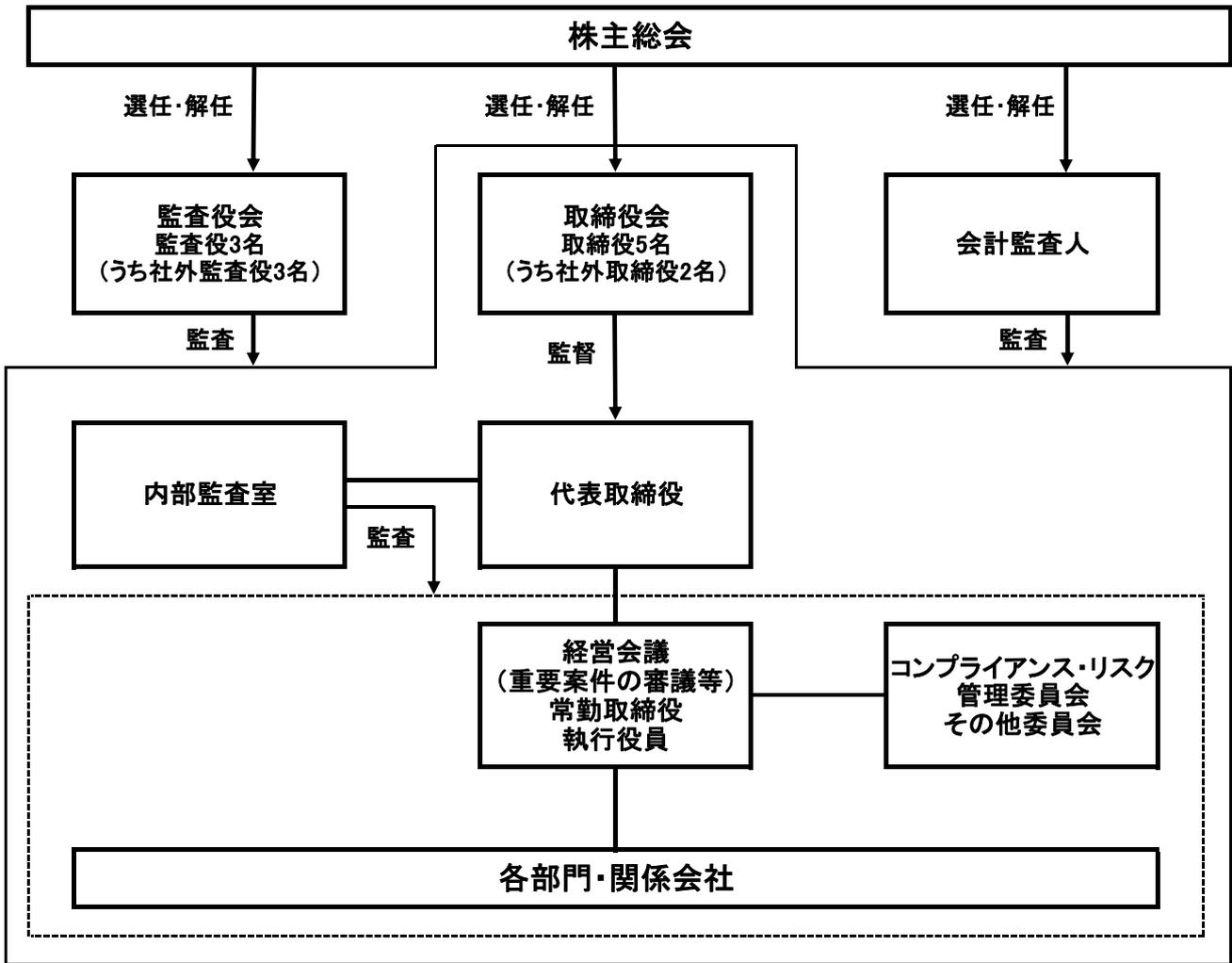
該当項目に関する補足説明

現在のところ、特に買収防衛策は設けておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にありません。

【コーポレートガバナンス体制】



【適時開示体制】

